

規制改革会議 投資促進等ワーキング・ グループ ヒアリング資料

国土交通省航空局

平成27年4月6日

航空法における関連する制度の概要

航空法における定義

○ 航空機 = 人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船

○ いわゆる無人飛行型ロボット(小型無人機)は航空法上の航空機ではなく、「模型航空機」として位置付け

模型航空機の飛行については、航空機の安全を確保するため、以下の手続を求めているところ。

航空交通管制圏等の空域: 国土交通大臣の許可が必要

航空交通が輻輳しており、当該飛行は航空機の安全な運航に支障

上記以外の空域: 一定以上の高さを飛行する場合、国土交通大臣に通報が必要

これらの空域であっても航空機の運航は行われ、パイロットに小型無人機の飛行等の情報を提供することが安全上必要

これらの手続については、一定の空域、期間を定めて一括して申請・処理するなど、柔軟な運用により小型無人機の運用に便宜を図っているところ。

諸外国と日本の状況を比較すると、いずれも航空機の運航の安全に影響を及ぼさないことを前提としているが、全体的にみて、諸外国の方が我が国より厳しく規制。

小型無人機の運用ルールに関する検討

最近の小型無人機の普及に伴い、航空機や人・物件への危害の懸念が指摘されており、関係者からも安全な運用のためのルールが必要との声。

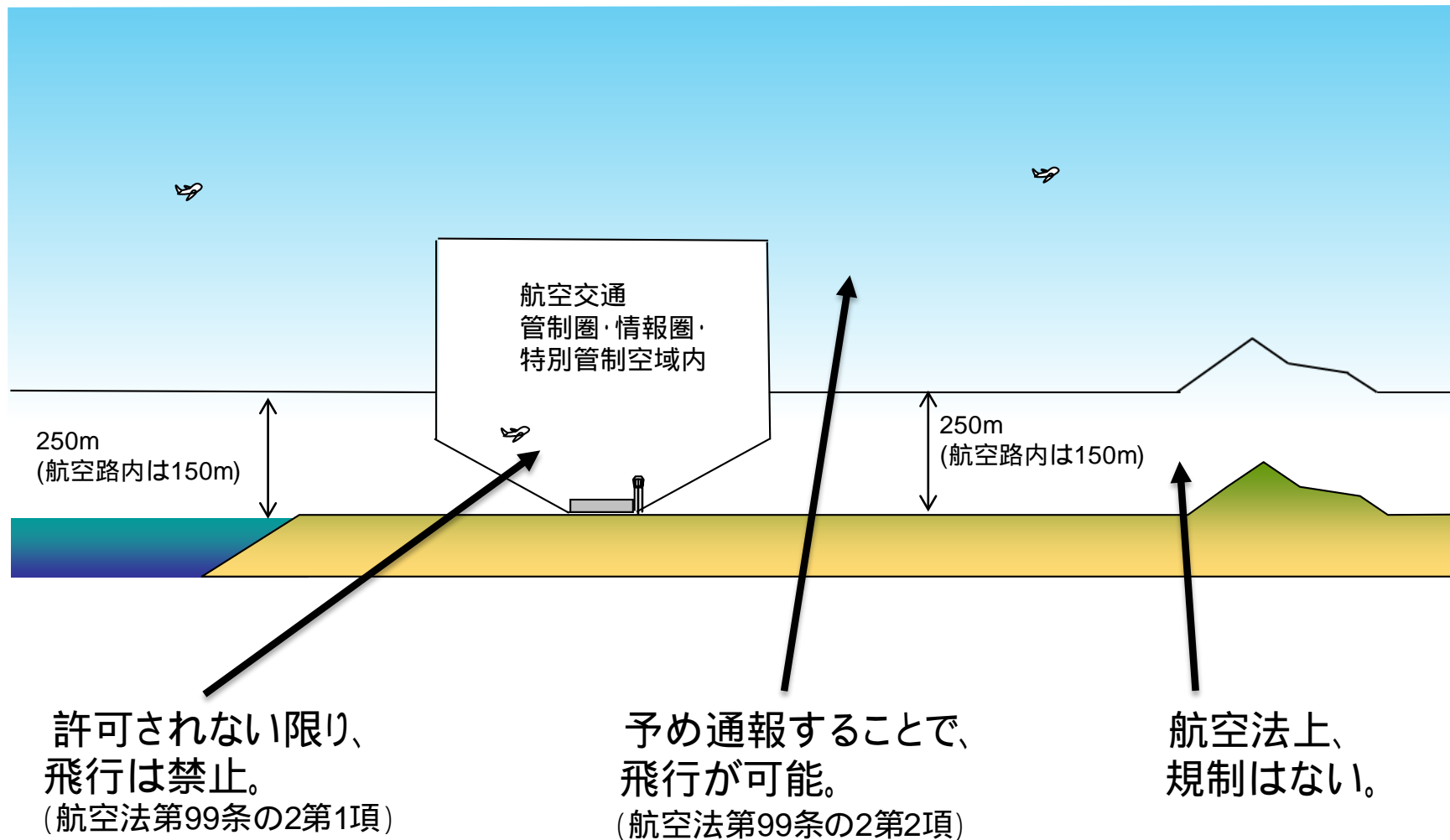
小型無人機の活用が新たなビジネスやサービスを生み出すとの期待がある一方、健全な発展のため一定のルールが必要との指摘。

← 日本経済再生本部決定「ロボット新戦略」に沿って、運用実態の把握を進め、関係者の声を聴きつつ、公的な機関が関与するルールの必要性や関係法令等も含め、検討を進めているところ。

小型無人機に対する航空法上の規制

航空法第99条の2(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

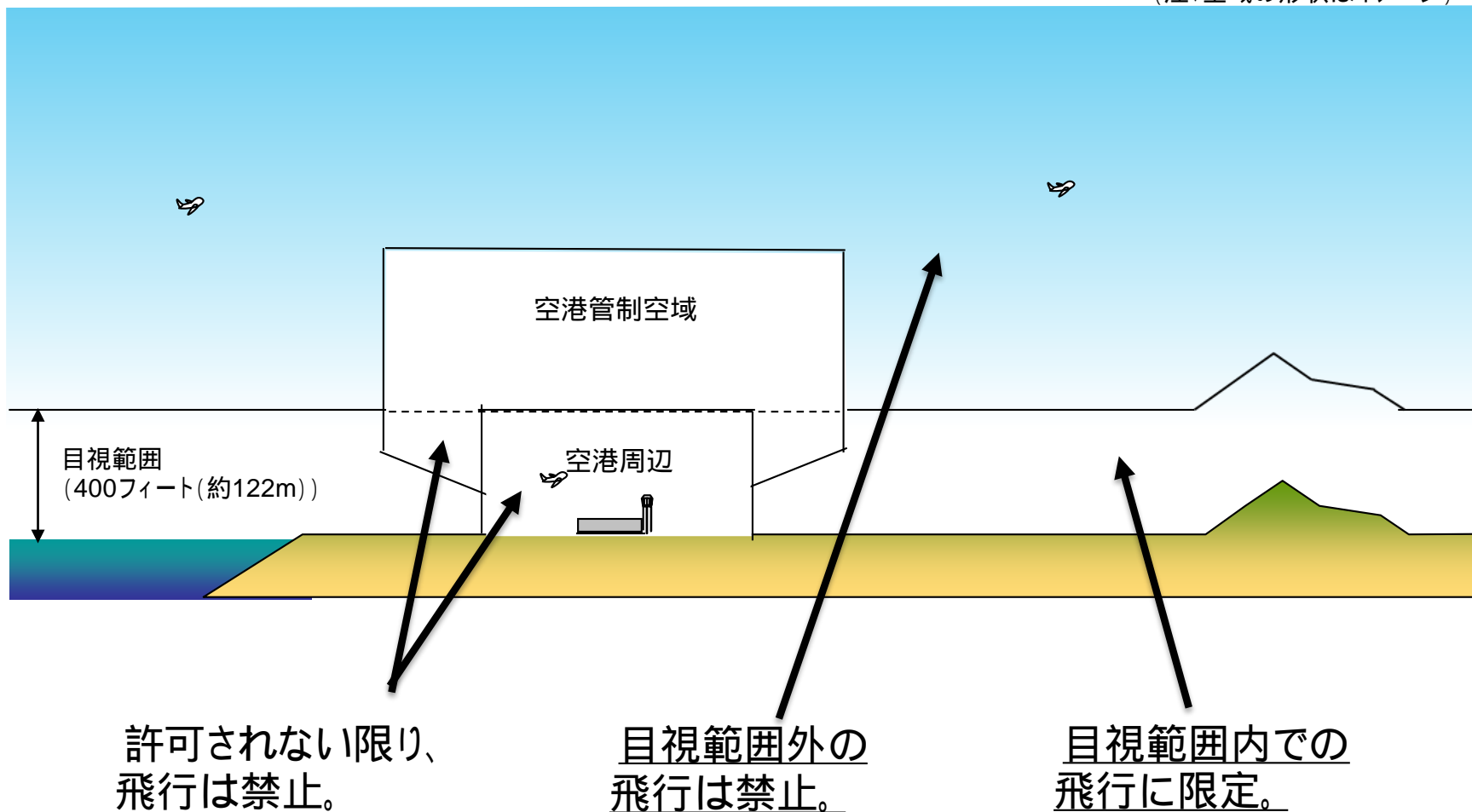
(注:空域の形状はイメージ)



小型無人機に対する英国航空当局による規制

- 英国航空法2009年改訂版

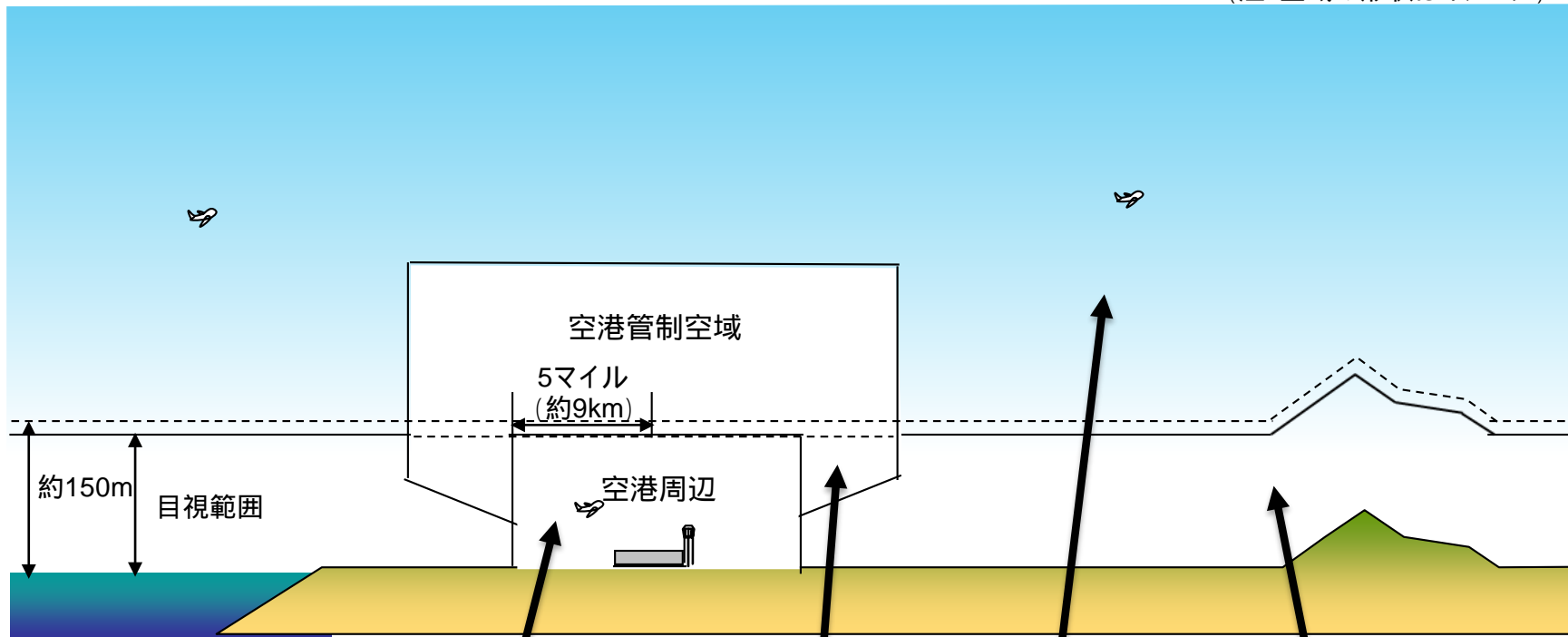
(注: 空域の形状はイメージ)



小型無人機に対する米国航空当局による規制

- a. 2012年FAA(米国連邦航空局)近代化改革法
- b. 小型無人航空機に係る米国規則案

(注: 空域の形状はイメージ)



そもそも商用利用はFAAの許可が必要。 (a)

商用利用の場合は管制機関の承認が必要。 (b)

趣味・商用問わず目視範囲内の飛行に限定。 (a, b)

空港周辺における趣味での飛行は、目視範囲内に限定の上管制機関に通報。 (a)

趣味・商用問わず目視範囲外の飛行は禁止。 (a, b)

ただし、有人航空機の運航を妨害することは禁止。 (a, b)

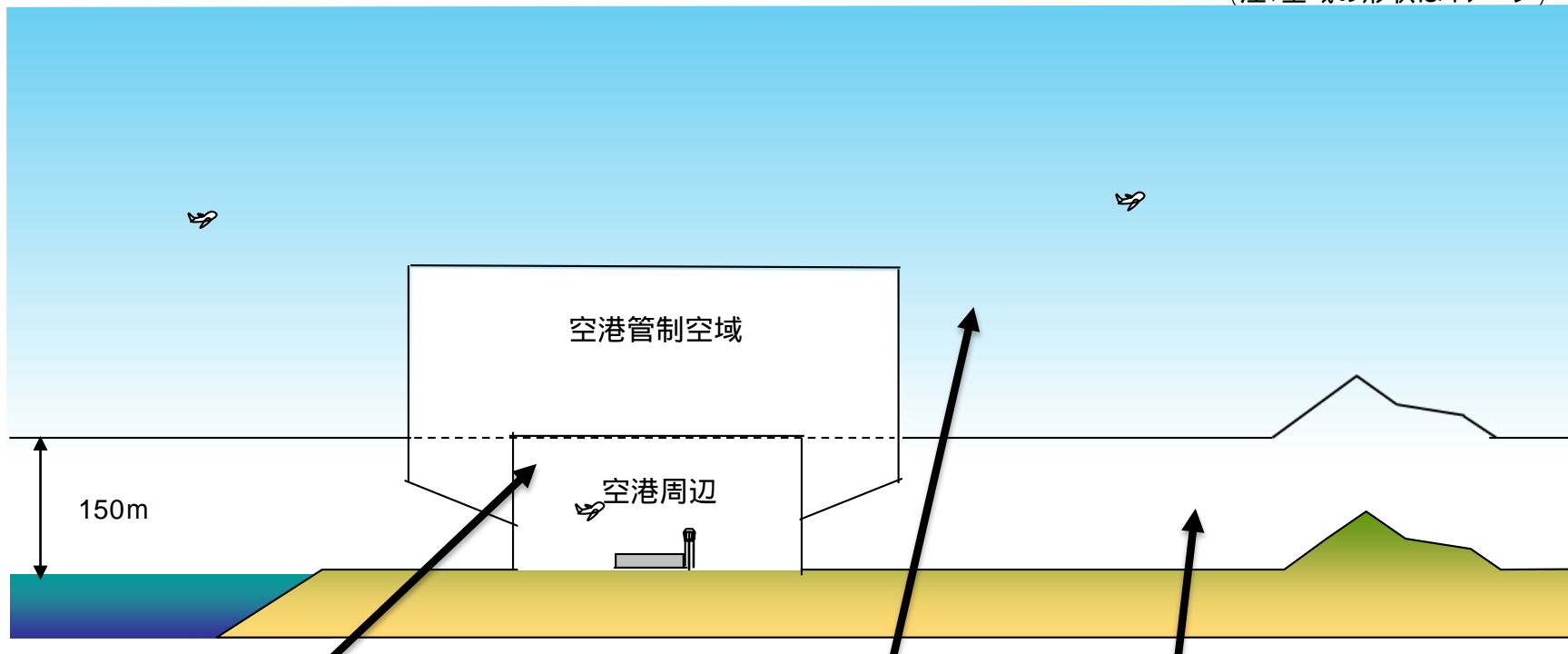
ただし、有人航空機の運航を妨害することは禁止。 (a)

小型無人航空機の重量は原則として55ポンド(25kg)未満 (a, b)

小型無人機に対するフランス航空当局による規制

- 遠隔操縦航空機に関する規則(フランス:2012.4.11)

(注:空域の形状はイメージ)



空港周辺における目視範囲内の飛行は、管制機関等との協定が必要。

目視範囲内で150mより高い高度を飛行させる場合は、安全予防措置等を策定し、予め当局への通報が必要。

目視範囲内の飛行に限定。ただし、模型機協会として活動をする場合は予め当局へ通報が必要。

目視範囲外の飛行は空港周辺を除き、高度50m未満に限り認められる。また、航空機に対する規定が適用される。

小型無人機に対する各国航空当局による規制(概要)

いずれの国も航空機の運航の安全に影響を及ぼさないことが前提
全体的にみて、諸外国の方が我が国より厳しい規制

規制の区分	日本	英国	米国	仏国
商用利用に対する規制	なし	なし	許可が必要 高さ500フィート(約150m)以下に限定	なし
空港周辺等	許可が必要	許可が必要	【商用利用】 管制機関の承認が必要 【趣味利用】 目視範囲内で有人機の運航を妨害しない限り、管制機関への通報により飛行可	目視範囲内に限定の上、管制機関との協定が必要
空港周辺等以外の目視範囲内	飛行可(但し、航空路内では高さ150m以上、それ以外では高さ250m以上)	高さ400フィート(約122m)より高い場所は禁止	有人機の運航を妨害しない限り、飛行可	飛行可(但し、高さ150m以上の飛行の場合、安全予防措置等を策定の上、通報が必要)
空港周辺等以外の目視範囲外	での飛行の場合は、通報が必要)	禁止	禁止	高さ50m未満に限定の上、航空機に対する規定適用